

D-egg 入居支援事業補助金制度のご案内

京田辺市では、同志社大学連携型起業家育成施設（D-egg）（以下、「D-egg」）に入居される事業者に対して、経費の一部を助成します。

1 補助対象者

D-egg に入居する者で次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 大学又は研究機関と連携して起業又は新規事業の展開を図ろうとする法人又は個人であること。
- (2) 法人にあっては、資本の額又は出資の額が3億円以下であること。個人にあっては、D-egg 入居時の研究開発に基づいて事業化に係る法人を設立する計画があること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 法人にあっては、法人の設立（開設）届出書。個人にあっては、個人事業所等設立申告書を市に届け出ていること。

2 補助対象経費

D-egg に入居するための賃料とします。

ただし、敷金、賃貸借契約上の賃料に係る消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費は、含まないものとします。

3 補助金の額

- (1) 1月当たりの補助金の額は、補助対象経費について、入居施設の床面積1平方メートルにつき500円を乗じた額とします。
- (2) 補助対象床面積は、1入居者について100平方メートルを限度とします。
- (3) 賃貸借契約における D-egg の入居開始の日の属する月又は賃貸借契約終了日の属する月における入居期間が1月に満たないときの補助金の額は、日割計算による額とします。
なお、日割りについては、母数を30日として計算します。
- (4) 補助金の額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとして計算します。

4 補助金の交付期間

賃貸借契約における D-egg の入居開始の日から起算して、1入居者につき5年を限度とします。

なお、補助金は毎年度の交付申請に基づき交付するものであり、必ずしも5年間を保証するものではありません。

5 補助金の交付申請

D-egg への入居開始の日から2ヶ月以内に手続きを行ってください。2回目以降は、当該年度の5月末までに手続きを行ってください。

なお、予算の範囲をもって申請の受付を締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください。

申請書類は京田辺市役所産業振興課の窓口、又は京田辺市産業総合情報サイト「KyotaNavi」から入手してください。

6 提出書類

補助金交付申請	補助金実績報告
① 補助金交付申請書（様式第1号） ② 起業又は新規事業の展開を図ろうとする計画書 ③ D-eggに入居して行う事業の計画書 ④ D-egg 賃貸借契約書の写し ⑤ 所在地（住所）の確認書類 法人：定款及び登記事項証明書 個人：住民票 ⑥ 納税証明書（市税） ⑦ 法人設立計画書（個人の場合のみ）	① 補助金実績報告書（様式第5号） ② 賃料支払証明書（中小機構発行分）

注) 補助金交付決定後、申請内容に関する変更等が生じた場合は、補助金変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要になります。

7 補助金の実績報告

補助事業が完了した日（年度途中で D-egg から退去した日及び廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに手続きを行ってください。

8 問い合わせ先

その他にも、京田辺市では、新製品開発、販路開拓、産業財産権取得など、中小企業の皆様の事業展開に役立つ補助金、支援施策を豊富にご用意しています。

お気軽にご相談ください。

〒610-0393 京田辺市田辺 80 京田辺市経済環境部産業振興課

電話:0774-64-1364 HPはこちら